

議案第33号

工事請負契約（（都）荒地西山線道路新設改良工事（その1））の変更について

資料1 変更内容及び理由について

1 変更経緯

土壌汚染調査結果より、③工区における土砂処分地の変更及び、現地の状況を踏まえた施工業者との協議により、変更が必要となったため変更契約を行う。

(当初請負額 391,193,000 円、第1回変更請負額 416,774,600 円、25,581,600 円の増額、第2回変更請負額 403,034,500 円、13,740,100 円の減額、第3回変更請負額 389,513,300 円、13,521,200 円の減額)

2 変更内容及び理由

(1) 土工 1式 (18,335 千円減)

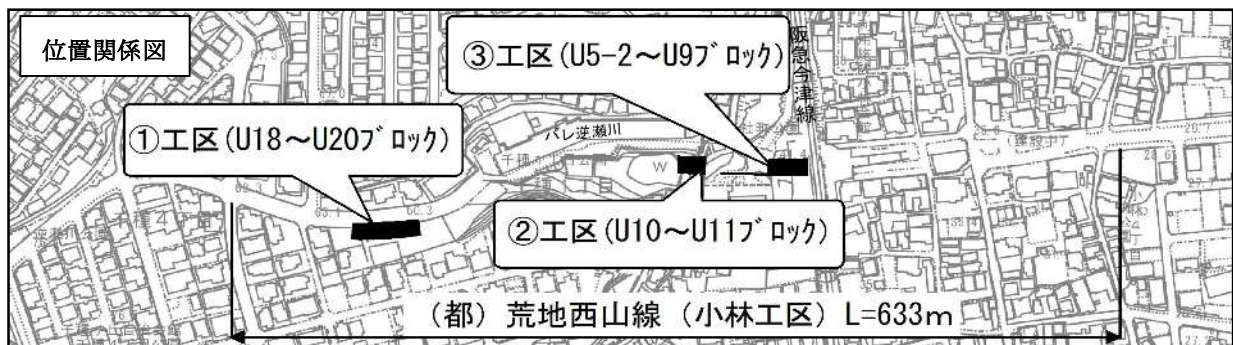
- ・ ③工区における土壌汚染調査の結果から、汚染土と想定していた土砂を一般土砂の処分に変更する。(19,380 千円減) 【参考資料 1-1】
- ・ ②工区における処分土が処分地の受入条件を満たさなかった(高含水粘性土・転石)ことに伴い処分地を変更する。(1,045 千円増) 【参考資料 1-2】

(2) 仮設工 1式 (3,530 千円増)

- ・ 現場状況より、鋼矢板引抜に伴う充填量が増加及び施工量の見直しにより数量を変更する。(2,745 千円増) 【参考資料 2】
- ・ 工程見直しによる工事現場仮設材のリース期間延長により変更する。(785 千円増)

(3) その他(単品スライド、工期、数量精査) (1,284 千円増)

- ・ 受注者からの単品スライド条項の規定に基づく契約金額変更の請求があり、著しい上昇のあったコンクリート価格に対する単品スライド(差額の補償)を行う。(1,140 千円増)
- ・ 現場状況を踏まえた数量精査のため変更する。(144 千円増)
- ・ ③工区における仮設構造物の見直しが必要となり、再検討に時間を要しているため、工期を「令和6年7月31日迄」に延伸する。



【参考資料 1-1】土工 (③工区土壤汚染調査結果等を踏まえた変更 (19,380 千円減))

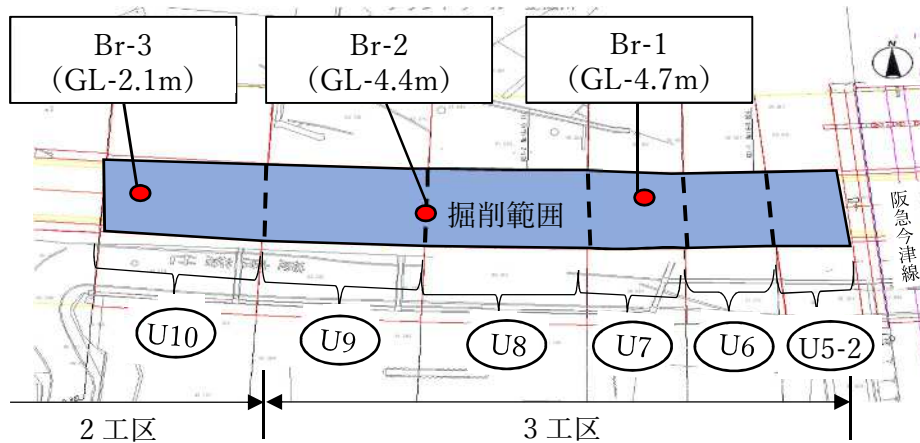
1 経緯および変更内容

本事業の過年度工事において、自主的な土壤汚染調査を実施したところ、土壤溶出量基準を超える「ふっ素及びその化合物」および「砒素及びその化合物」が検出され、処分土が基準値を超過する可能性があることから、工事毎に自主的な土壤汚染調査を実施し、一般的な建設発生土の処分地と土壤汚染対策法に基づく汚染土壤処理施設へ搬出している。

今回、③工区の発生土の調査で判明した汚染土 (30 m<sup>3</sup>) については、埋戻土として使用し、残土 (1,450 m<sup>3</sup>) は一般土砂として処分を実施する。

2 土壤汚染調査結果 (③工区)

・ボーリング位置 (平面図)



・結果一覧

土壤溶出量基準		ふっ素及びその化合物			砒素及びその化合物		
		0.8 (mg/L)			0.01 (mg/L)		
ボーリング番号		Br-3	Br-2	Br-1	Br-3	Br-2	Br-1
計 量 値	GL-0.1m	0.08*	—	—	0.005*	—	—
	GL-0.4m	—	0.17	—	—	0.005*	—
	GL-0.7m	—	—	0.22	—	—	0.005*
	GL-1.1m	0.10	—	—	0.005*	—	—
	GL-1.4m	—	0.15	—	—	0.005*	—
	GL-1.7m	—	—	0.13	—	—	0.005*
	GL-2.1m	0.17	—	—	<b>0.012</b>	—	—
	GL-2.4m	—	0.11	—	—	0.005*	—
	GL-2.7m	—	—	0.08*	—	—	0.005*
	GL-3.4m	—	0.10	—	—	0.005*	—
	GL-3.7m	—	—	0.08*	—	—	0.005
	GL-4.4m	—	0.12	—	—	0.005*	—
GL-4.7m	—	—	0.50	—	—	0.005*	

\* : 未満

3 処分場の変更 (③工区)

**変更前**

①汚染残土の処分先 (当初設計)

会社名：~~株~~白兔環境開発

処理場住所：尼崎市東海岸町 19 番 2

運搬距離：約 16.6 km

処分費：21,995 円/m<sup>3</sup>

(18,620 円/m<sup>3</sup>(処理費)+3,375 円/m<sup>3</sup>(運搬費))

**変更後**

②一般残土の処分先 (今回変更)

会社名：~~株~~大阪砕石工業所

処理場住所：宝塚市川面字長尾山 15-122

運搬距離：約 4.8 km

処分費：4,194 円/m<sup>3</sup>

(3,230 円/m<sup>3</sup>(処理費)+964 円/m<sup>3</sup>(運搬費))

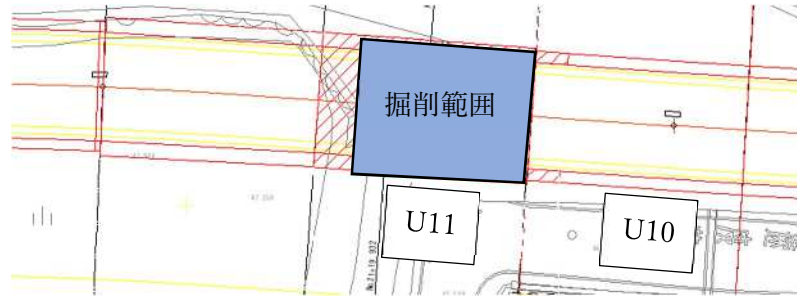


【参考資料 1-2】土工 (②工区土質条件による処分地の変更 (1,045 千円増))

1 経緯および変更内容

U11 擁壁施工に伴う発生処分土 (370 m<sup>3</sup>) が、指定処分地の受入基準を満たさない高含水粘性土 (360 m<sup>3</sup>) と転石 (8 m<sup>3</sup>) であったため、受け入れ可能な処分先に変更する。

2 ②工区平面図



3 処分場の変更 (②工区)

変更後

変更前

①一般残土の処分先 (当初設計)

会社名 : (株)大阪砕石工業所  
処理場住所 : 宝塚市川面字長尾山 15-122  
運搬距離 : 約 4.8 km  
処分費 : 4,194 円/m<sup>3</sup>  
(3,230 円/m<sup>3</sup>(処理費)+964 円/m<sup>3</sup>(運搬費))

②高含水粘性土の処分先 (今回変更)

会社名 : 法光寺農事組合法人  
処理場住所 : 三木市吉川町 230  
運搬距離 : 約 33.4 km  
処分費 : 8,077 円/m<sup>3</sup>  
(3,040 円/m<sup>3</sup>(処理費)+5,037 円/m<sup>3</sup>(運搬費))

③転石の処分先 (今回変更)

会社名 : (株)大阪砕石工業所  
処理場住所 : 宝塚市川面字長尾山 15-122  
運搬距離 : 約 4.8 km  
処分費 : 12,370 円/m<sup>3</sup>  
(11,000 円/m<sup>3</sup>(処理費)+1,370 円/m<sup>3</sup>(運搬費))



【参考資料2】仮設工（鋼矢板引抜工数量変更（2,745千円増））

（都）荒地西山線事業では、鋼矢板引抜時に周辺地盤の沈下などの影響を最小限に抑える目的で、土留部材引抜同時充填工法を採用している。本工事においては引抜時に想定よりも多く地山の共上がりが生じ、地盤の空隙が大きくなり充填量が増加したため、充填剤や作業量の見直しにより数量を変更する。

当初充填量：89,494 ℓ  
変更充填量：90,721 ℓ 増 1,227 ℓ

・参考図

